

新聞長期契約のトラブル

事例

両親が今年1月に2年間の新聞購読契約を結んだ。その際、景品に洗剤3箱と新聞代の3か月無料サービスを受けていた。両親は高齢で目も悪くなり、新聞を解約しようと販売店に連絡した。すると「中途解約になるので違約金が発生する。無料サービスの3か月分を払ってほしい。」と言われた。契約書には、中途解約する場合は違約金が発生すると書かれているが、それが無料サービスの3か月分の購読料とわかるようには書かれていない。どうしたらよいか。 (相談者：50歳代女性)

解説

訪問販売による新聞の購読契約のトラブルが後を絶ちません。

トラブルには、新聞の販売であることを隠して訪問したり、断っているのに強引な勧誘をする悪質な訪問販売の相談のほか、最近では事例のように、高齢の消費者に対する長期間契約の相談が目立っています。中には、すぐに購読するのではなく「5年先から2年間の契約をした」というものもあります。

高齢者の場合、長期間の契約では生活状況の変化に伴い購読を続けられなくなってしまうことがあります。解約を申し出た時、事例のように違約金を請求されるケースがあります。

契約期間の定めがある契約は、消費者の都合で一方向的に解約できないのが原則です。契約する前に契約期間終了まで購読を続けられるか慎重に考え、先の見通せる期間で契約することがトラブル防止のために大切です。必要なればきっぱりと断りましょう。

また、新聞購読の契約では、過大な景品や一定期間無料サービスを行ったりすることは「新聞公正規約」で規制されています。それによれば、契約の際に提供できる景品類は「取引価格の8%または6か月分の購読料の8%のいずれか低い金額までを上限」と定められています。この事例の場合、月額3925円の新聞では景品類は1884円以下でなければなりません。

契約者が積極的に景品を求めたわけではないにも関わらず、解約時に支払う景品代について販売店とトラブルになってしまうことも多々あります。これを超える景品は受け取らないようにしましょう。

訪問販売で新聞の契約をした場合は、購読契約書の控えを受け取った日を含む8日間はクーリング・オフができます。また、クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても、販売方法等に問題があったときは解約できる可能性もあります。トラブルにあった場合は、早めに消費生活センターに相談しましょう。